旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成23年11月21日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①北海旅行株式会社　②海外旅行、国内旅行　③北海道知事登録旅行業第３―602号　④北海旅行株式会社　札幌市中央区南９条西３丁目２番１号　代表取締役　陳宇　⑤本社営業所　札幌市中央区南９条西３丁目２番１号　⑥平成23年４月19日　⑧平成23年10月28日　⑩300万円　⑪北海道知事　⑫札幌市中央区南９条西３丁目２番１号　北海旅行株式会社　代表取締役　陳宇

Ｂ　①株式会社バンダイナムコビジネスサービス　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２―5869号　④株式会社バンダイナムコビジネスサービス　東京都品川区南品川二丁目２番13号　代表取締役　大津修二　⑤品川営業所　東京都品川区東品川四丁目５番15号　⑥平成19年２月16日　⑧平成23年10月26日　⑩1100万円　⑪東京都知事　⑫東京都品川区南品川二丁目２番13号　株式会社バンダイナムコビジネスサービス　代表取締役　大津修二

Ｂ　①株式会社イージライド（カインドトラベル）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5165号　④株式会社イージライド　東京都調布市菊野台三丁目６番地６　代表取締役　小嶋健一　⑤本社営業所　東京都調布市菊野台３－６－６　⑥平成14年６月11日　⑧平成23年10月25日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都調布市菊野台三丁目６番地６　株式会社イージライド　代表取締役　小嶋健一

Ｃ　①有限会社レキオツーリスト　②第３種旅行業　③沖縄県知事登録旅行業第３―151号　④有限会社レキオツーリスト　沖縄県うるま市みどり町四丁目２番10号　代表取締役　瀬名波良彦　⑤本社営業所　沖縄県うるま市みどり町４－２―10　⑥平成７年９月７日　⑨平成23年10月11日　⑩300万円　⑪沖縄県知事　⑫沖縄県うるま市みどり町四丁目２番10号　有限会社レキオツーリスト　代表取締役　瀬名波良彦

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成23年11月21日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①ホビーツアーズ　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３―888号　④山下睦男　さいたま市緑区三室2375―２　⑤本社営業所　さいたま市緑区三室2375―２　⑥平成13年８月22日　⑦平成23年８月21日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①トラベルフジタ　②第２種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第２―441号　④藤田勝利　横浜市保土ヶ谷区権太坂一丁目９番20号　⑤本社営業所　横浜市保土ヶ谷区権太坂一丁目９番20号　⑥昭和57年11月５日　⑦平成23年10月３日　⑧220万円　⑨1100万円

Ｂ　①株式会社オリオン通商（オリオン旅行社）　②第２種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第２―1089号　④株式会社オリオン通商　さいたま市浦和区本太一丁目24番20号　代表取締役　丸井啓輔　⑤本社営業所　さいたま市浦和区本太一丁目24番20号　⑥平成23年５月19日　⑦平成23年10月25日　埼玉県知事登録旅行業第３―1089号　⑧160万円　⑨1100万円

以上３件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

Ａ　①有限会社旅の魔法使い　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―4268号　④有限会社旅の魔法使い　東京都北区上十条二丁目25番８号シェルヒルズ十条弐番館　取締役　松田明美　⑤本社営業所　東京都北区上十条二丁目25番８号シェルヒルズ十条弐番館　⑥平成９年７月31日　⑦平成23年11月１日　⑧90万円　⑨450万円

Ａ　①株式会社ケイ・ティ・エス　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３―889号　④株式会社ケイ・ティ・エス　愛知県名古屋市中村区名駅四丁目３番10号　代表取締役　松山重治　⑤本社営業所　愛知県名古屋市中村区名駅四丁目３番10号　⑥平成７年４月７日　⑦平成23年11月１日　⑧60万円　⑨300万円

以上２件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　金井　　耿